

平成17年10月18日

部局等の長 様

総務部長

平成17年度京丹後市12月補正予算の編成について

先日の行財政改革推進本部で「行財政改革推進計画(集中改革プラン)」が決定され、本格的な行財政改革を全庁的に取り組み、平成21年度での目標達成に向けた実施プログラムを実施することとなった。また、平成18年度の予算編成方針も本日付けで通知し、その中でも“行財政改革”による財政健全化を最大の目標として掲げているところである。

平成17年度も半年を経過し、年度末へ向け事務事業の総仕上げの準備とするとともに、平成18年度へ向け事務事業のあり方について検討しなければならない時期となっている。

本市の財政状況は極めて厳しい状態が続いている中で、山積する行政課題に対応していくため、機構改革をも含めた行財政改革に積極的に取り組み、行財政の健全化・スリム化を図る必要のあることは周知のとおりであり、今後取り組みが可能な“行財政改革”については、具体的に予算に反映していく必要がある。

また、市民の皆様へも市の厳しい財政状況を周知し、市民と一体となってこの現状に向き合っていかなければならないとも考えている。このため、予算編成については、その編成過程から市ホームページで公開し、市民の意見を広く聞くとともに、「要求」、「査定」のあらゆる段階での説明責任を果たす必要性が生じることとなる。

今回の補正予算については、平成17年度のまとめと、平成18年度の予算編成とも整合性のある編成内容でなければならないことに留意願いたい。

今回の補正予算については、これらのことを踏まえつつ、別紙留意事項等を遵守し、補正予算編成作業に望まれない。

(別紙)

## 京丹後市 1 2 月補正予算編成上の留意事項等

### 京丹後市の財政状況

平成 1 7 年度補正予算の財源については、現時点では普通交付税交付額の確定に伴い若干の留保があるものの、当初予算の編成において財政調整基金をはじめとする基金繰入金を最大限に見込んだため、平成 1 8 年度以降の財政状況は極めて厳しい状況にあることに代わりはない。

平成 1 8 年度は、国の三位一体の改革のさらなる推進により地方財政を取り巻く環境は一層厳しくなるとともに、市の基金も底をついている状況下にあるため、予算編成は困難を極めるものと想定している。

このため、『行財政改革』を確実に実施していき、平成 2 1 年度に目標が達成できるようにしなければならない。

### 補正予算編成上の留意事項

#### 平成 1 7 年度予算

##### (1) 共通的事項

- ・原則、平成 1 7 年度当初予算見積書を作成した課等が「補正予算見積書」を作成し、提出すること。ただし、本庁・市民局等ともに関連する内容のものについては、本庁部局が中心となり、市民局と協議し、市としてのバランスに配慮すること。
- ・関係部(課)との連携を図るとともに、京丹後市例規とも整合を図ること。
- ・厳しい財政状況の中、新規の項目(事業)は、原則、控えること。
- ・歳入歳出とも、既決予算との比較や、補正での増減理由が未記載となっている場合があり、見積り根拠が不明確なものが多いため、必ず歳入予算見積書、歳出予算見積書に記載しておくこと。
- ・資料(業者見積書、現況写真等)は可能な限り添付すること。
- ・平成 1 7 年度予算の中に、多くの把握・計上漏れが存在している可能性があるため、再点検するとともに、的確な把握に努めること。
- ・財務会計システムでの予算編成の都合上、減額補正をする場合は、本予算編成時に指定した所属(係)で減額すること。(配当替により予算措置された所属(係)では減額出来ない。)
- ・各事業所管課で財務会計システムへ要求入力すること。この際、歳入の財源充当については財政課で行うため、各課では入力する必要はないこと。

##### (2) 歳入

- ・国府の補助制度を研究し、より有利な財源確保を図るとともに、的確な見積額を計上すること。なお、一般財源化された補助金等が予算計上されているものは減額すること。
- ・財産売払収入、寄附金等については、確実な額により計上すること。
- ・諸収入(雑入)については、歳出予算の増額に伴い特定財源となるものを中心に計上すること。

### (3) 歳 出

- ・予算の増額を要求する場合、原則、既存予算の減額・組替え等により財源調達すること。
- ・これまでの予算編成でカットされた内容は、要求しないこと。
- ・未着手事業で年度内完了が見込めない事業については、本年度予算の減額を積極的に検討すること。
- ・臨時職員賃金関係の予算計上については、当初予算では原課要求されたものを「職員課 - 人事給与係」で予算登録しており、要求原課での予算登録はしていないが、補正予算を要求する場合は、雇用担当課（原課）で予算要求すること。  
臨時職員賃金関係の補正予算についても、「職員課 - 人事給与係」で予算登録することから財務会計での予算要求入力はいらないこと。（見積書のみ作成し、原課から提出すること。）
- ・公用車での出張に伴う“有料道路通行料”については、原則、既決予算内での流用対応とするため、補正での予算要求はしないこと。
- ・債務負担行為の設定が必要となる事業については、事前に財政課と協議すること。
- ・住民間の公平性を確保するため偏った予算要求とならないようにすること。
- ・予算要求する内容については、事業所管課として優先順位が答えられるように準備しておくこと。
- ・「長期継続契約」に伴う予算要求をする場合、歳出予算事業別積算書（様式3）において「長期継続契約」である旨を明記するとともに、全体の契約期間及び金額を明記すること。  
なお、「長期継続契約」については、後年度の財政負担を固定するものであることから、安易に拡大解釈せず、慎重に行うこと。

#### 特別会計等

- ・所管課で予算編成を行うこととするが、一般会計と関連のあるものについては、一般会計のスケジュールに合わせる。なお、補正予算を編成する特別会計については、事前に財政課へ連絡すること。
- ・平成17年度人事院勧告等に伴う職員給与の補正計上額については、後日職員課より連絡があるので、それにより補正予算を編成すること。

#### 平成17年度12月補正予算見積書提出期限

平成17年11月10日（木）厳守

補正予算見積書（様式1～3） 紙ベースで一部提出のこと

事業説明書（様式4） メール提出すること

【独自に様式4を加工しないこと】

資料を添付する場合は、A4サイズとすること。

財政課ヒアリングを11月14日（月）～17日（木）の間で実施する予定であること。

質疑等がある場合は、財政課まで問い合わせること。

# 17年度 12月補正予算編成スケジュール(一般会計)

月	日	曜日	全体	各部(課)等	財政課	予算過程公表
10	18	火	補正予算編成の通知			
	19	水				
	20	木				
	21	金				
	22	土				
	23	日				17年度補正予算 編成方針の公開
	24	月				
	25	火			各部課等からの質 問等への対応	
	26	水		予算見積書作成作業		
	27	木		本庁・市民局と協議・ 意見調整		
	28	金		財務システムへの予 算要求入力		
	29	土				
	30	日				
	31	月				
11	1	火		補正予算説明資料作 成		
	2	水				
	3	木				
	4	金				
	5	土				
	6	日				
	7	月				
	8	火				
	9	水				
	10	木	予算見積書等の提出期限			
	11	金				
	12	土				
	13	日			見積書点検	
	14	月	財政課ヒアリング (別途通知)	財政課からの質問等へ の対応	財政課査定	市民への予算公 開(要求ベース)
	15	火		予算説明資料の校正 等	部長査定準備	
	16	水			理事者査定準備	
	17	木				
	18	金	総務部長 企画政策部長査定			
	19	土				
	20	日				
	21	月	理事者査定(午後-予定)	理事者査定への出席 (別途通知)	予算案最終調整	
	22	火				
	23	水				
	24	木			補正予算書 説明資料印刷製本	市民への予算公 開(財政査定 部 長査定ベース)
	25	金	議案の総務課提出(予定)			
	26	土				
	27	日				
	28	月				
	29	火	臨時議会 議会運営委員会			
	30	水	平成18年度当初予算見積書提出期限			
12	1	木				市民への予算公 開(補正最終案)
	2	金				
	3	土				
	4	日				
	5	月	定例会初日(予定)			

本スケジュールは確定したものではありません。